



平成 26 年 1 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド
代 表 者 代表取締役社長 寺田 和正
(コード番号 7829 : 東証マザーズ)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 菅 原 隆 司
(電 話 0 3 - 5 4 1 2 - 8 1 9 3)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 1 月 20 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式の分割を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社株式の投資単位当たりの投資金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を齎ることを目的とするものであります。

また、単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用するものであります。

なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割

(1) 分割の方法

平成 26 年 2 月 28 日（金曜日）最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式 1 株につき、100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	352,960 株
② 今回の分割により増加する株式数	34,943,040 株
③ 株式分割後の当社発行済株式総数	35,296,000 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	134,400,000 株

(3) 日 程

基準日公告日	平成 26 年 1 月 31 日
基準日	平成 26 年 2 月 28 日
効力発生日	平成 26 年 3 月 1 日

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

平成 26 年 3 月 1 日をもって単元株制度を採用し、1 単元の株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 3 月 1 日

※上記の単元株制度の採用に伴い、平成 26 年 2 月 26 日をもって、東京証券取引所における売買単位が 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の「2. 株式分割」「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び会社法第 191 条の規定に基づき、平成 26 年 3 月 1 日をもって、当社の定款の一部を次のとおり変更いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線____は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,344,000 株</u> とする。 (新設)	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>134,400,000 株</u> とする。 (単元株式数) <u>② 当社の単元株式数は、100 株とする。</u>

(3) 日程

効力発生日

平成 26 年 3 月 1 日

5. その他

- ・今回の株式分割に際して、資本金の増加はありません。
平成 26 年 1 月 20 日の資本金 2,132,600,000 円
- ・今回の株式分割は、平成 26 年 3 月 1 日を効力発生日としておりますので、基準日を平成 26 年 2 月 28 日とする平成 26 年 2 月期の期末配当につきましては、株式分割前の株式が対象となります。なお、平成 26 年 2 月期の予想期末配当金につきましては、平成 25 年 10 月 15 日公表の「平成 26 年 2 月期 第 2 四半期決算短信[日本基準] (連結)」に記載の平成 26 年 2 月期 1 株当たり予想期末配当金 (400 円) に変更はありません。

以 上